


2008年8月19日

株式会社エコクリーン江別
代表取締役 小室 透 様

環境クリーンセンター等
運営事業評価委員会
委員長 押谷 

評 価 報 告 書

江別市の廃棄物処理の中核を担う株式会社エコクリーン江別の日頃の事業運営に対する努力と研鑽に対し、江別市民に代わり感謝申し上げます。

さて、7月25日に開催された環境クリーンセンター等運営事業評価委員会において、下記の事項について貴殿ならびに貴社より説明を受け、関係書類の提示ならびに施設の視察を実施いたしました。

それらの結果をもとに委員と事業に対する評価について協議を行いました。

その結果、運営事業については特段の問題点はなく、適正に行われていると委員全員一致で評価することに至りましたのでここにご報告申し上げます。

ただし、運営・維持運転管理、環境保全、事業経営について評価したことについては別紙において細かく示しますので、十分に確認し、改善すべき点については速やかな対応をお願いします。

地球温暖化対策は緊急な課題となっておりますが、市民活動から毎日、排出される廃棄物を環境への負荷がないように適正かつ経済合理的に処理することもますます重要となっております。このようなことから貴社における事業は、社会的使命を有するものであり小室透代表取締役以下、社員、関係会社の関係者が一丸となって認識し、健全な経営かつ環境面においては安心安全の配慮を重視した事業の展開を行っていただくよう要望いたします。

評価：平成19年度の環境クリーンセンター等運営事業については適正であると評価します。

- 評価事項
1. 運営・運転維持管理
 2. 環境保全
 3. 事業経営
 4. 設備機器視察

以上

評価詳細

I. 運営・運転維持管理について

事業の受託に際して江別市から示されている要求水準書に定められた項目を本評価委員会においてすべてを確認・評価することは物理的に不可能であること、実際の運転管理については株式会社エコクリーン江別（以下、「ECE」という）の運転状況などについて毎日、江別市環境クリーンセンター（クリーンセンター）に常駐する市役所職員による確認および必要に応じて改善について指摘が適宜なされていることから、本評価委員会では次のような視点から評価を行うこととした。

事業実施にあたっての運営・運転維持管理に関する体制について説明を求め、それを確認した上で、要求水準書の内容に沿ってそれぞれの項目について説明を受け、評価委員会メンバーから質疑応答し、評価を行うこととする。

1. 全体組織

ECE と江別市の契約内容について小室透代表取締役より説明を受けた後、平成20年4月1日現在の「江別市環境クリーンセンター運転維持管理に係る組織体制」により要求水準書に求められている廃棄物処理施設技術管理者、電気主任技術者、ボイラータービン主任技術者など有資格者が適正に配置されていることを確認した。

運転状況などについては、毎日、クリーンセンターに常駐する市役所職員に対して事業の円滑な実施のために報告を行っていることを帳票類などから確認した。

このほか、3ヶ月に一回、ECE、同株主、業務受託企業、取引先により構成されている「株式会社エコクリーン江別関係企業連絡会議」を開催、業務運営に必要な共通認識をもつことに努めていることを確認し、運転管理に係る体制については特段の問題点はないと評価した。

2. 労働安全衛生・作業管理

このことについては別項「環境保全に係る評価」において示す。

3. 防火管理体制

防火管理体制については、管理部長・工藤憲一郎を防火管理者に指定して防火管理計画を策定、消火栓、非常ベル、消火器など法定の設備が整備され、定期的な点検ならびに避難訓練が適正に実施されていることを確認し、問題ないと評価した。

4. 緊急連絡体制

火災、自然災害など非常時における社内ならびに消防・警察への連絡網を作製し、事務室、中央操作室に掲示し異常時には速やかに連絡をとり、対策がとれる体制にあることを確認した。建物ならびに設備は建築基準法にもとづく耐震設計となっていること、震度5弱でプラントは自動停止するとの説明を受けた。

なお、十勝沖地震の際には江別市直営で運転していたが、施設および周辺敷地内において異常はみられなかったとの説明があった。

委員から自動停止についての問題点についての質問があり、溶融した流動性のあるスラグが熱量不足により固化し、運転再開までには若干の時間を要することなどの説明があった。また、最近、地震、大雨による洪水被害など急激な自然災害が日本各地で頻発していることに鑑み、災害発生時には何よりも作業員の人命を優先し、必要に応じて環境への影響がないように運転停止、再開には十分な確認を行うなど管理に十分に留意することが求められるとの意見があり、そのことを十分に配慮いただきたいが、現状では問題ないと評価できる。

5. 施設警備・防犯体制

外部からの不審者の侵入を防ぐために必要箇所の施錠を徹底するとともに、社員、一時的に入構する作業員は名札等を着用し、来訪者には住所、氏名を来訪者名簿に記入させていることを確認し、問題ないと評価した。

6. 見学者ならびに市民への対応

見学者への説明スペースを確保するとともに、事前に予約のあった見学者に対しては説明員が説明し、予約のない見学者に対しては自由に見学させる体制となっている。いずれも見学者が作業区域に立ち入ることはなく、ガラス窓越しに見学するほか、見学順路なども示されており見学者の安全などについて配慮されていることを確認した。

市内の小学校3年生の見学も受け入れているが、生徒達の感想文から読む限りにおいては丁寧な対応がなされていることを確認した。また、見学者へのアンケートも実施しているが、現状では特段の問題点はないと評価できる。

しかしながら、引率なしに自由に見学させる場合には、施設設備の破壊などのテロ、作業員への暴行など不測の事態も予想されることから、見学者の身元確認までは必要ないが、できるだけ社員が同行すること、それが困難な場合には立ち入り禁止区域の確認、施設設備・備品に触れないなどの禁止事項について見学者に十分な説明と確認を徹底することが必要である。

7. 帳票等の管理

運転管理実績については日報、月報などによって報告されることとしており、これらについては原本のファイルを確認し、報告・管理が行われていることを確認した。また、後述するようにトラブル発生に対して改善策を定めた場合には、作業員全員が日報あるいは引き継ぎ書で確認したら署名し、全員に徹底する状況についても確認し、問題はないと評価できる。

なお、ごみの搬入、焼却・破碎施設、最終処分場の運転状況については、設備の点検、改修以外には長期にわたる運転停止はなく順調に稼働していることについて原本をもとに確認し、問題はないと評価した。

8. 各種トラブル

平成19年度中に発生したトラブルのなかから、15項目の内容について一覧表が作成されており、これをもとに発生日時、トラブルの内容、対応策などにつき説明を受けた。

まず、昨年度においては、施設設備の損傷、人身事故の重大なトラブルは発生していないことを確認し、一覧表に記載されているトラブルについて質疑応答をおこなった。

例えば、熱分解固形物分別装置内にある集塵機のバグフィルターに使用されている「ろ布」が焼損し

たトラブルについては、オブザーバーとして参加いただいているプラントメーカーの技術者に対して、このようなことが他の施設において発生していることの有無、原因および対策について見解を求めた。見解ではこのこと自体は「熾（おき）」によるもので発生を完全になくすことはできず、重大な事故とはいえないが、中央制御室で排ガス温度やガスの流量の変化をみていけば集塵機内に「熾」が送り込まれる状態を防ぐことも可能ではないかという指摘とともに、同様な焼損は今後も考えられるので、バグフィルターの在庫を常に持つようにとの意見があったので十分に留意していただきたい。

そのほか、社員・作業員に対する連絡の不徹底がトラブルの原因となったものなどもみられるが、いずれも善後策を検討し、再発防止に努めていることを確認した。今後、このようなトラブルが発生した場合には、十分に原因を検討し、可能な限り発生を回避するために全員で問題意識を共有するように努めていただきたい。

評価委員会メンバー全員は、プラント内部にも立ち入り、トラブル場所や再発防止策をはじめ危険箇所、作業にあたっての注意事項に関する指示などが適正になされていることを確認した。委員からはプラント内の清掃、整理整頓が十分になされていることの評価があった。

以上のように19年度においては軽微なトラブルの発生はみられるが重大事故とまではいえず、トラブル発生に対しては速やかに対応し、原因を究明し、同様のトラブルの発生を回避する努力を続けていることから問題ないと評価した。

II. 環境保全

環境保全については平成19年1月に江別市より示された要求水準書をもとに二次公害対策を行っていることの説明を受けた。

環境への影響物質の排出については基本的に公害防止条件、関係法令など国の基準を遵守することが定められ、そのほか「江別市新廃棄物処理施設における生活環境影響調査」にもとづき国の基準値よりも厳しい規制値を設定するなどの環境保全については慎重に対応しているとの説明を受けた。

江別市と関係機関が協定を締結している環境保全基準にもとづいて環境項目ごとに毎年、環境測定項目、方法、頻度、時期などを明記した環境保全計画を作成、江別市に提出して承認を得ることとしており、それらの原本が整備されていることについて確認した。

1. 焼却・破砕施設における環境対策

焼却・破砕施設への受入ごみの組成は、ごみの種類、単位容積重量、元素分析、三成分（水分、灰分、可燃分）、発熱量を年間4回、分析している。

溶融スラグについては、毎月、無作為にサンプルを抽出して、カドミウム、鉛、砒素などの溶出試験、含有試験が実施されていることを確認した。

ダイオキシン類については、排ガス、溶融スラグ、脱塩残渣固化物について年1回、濃度の分析を行っている。

燃焼溶融炉からの排ガスに関する環境基準については、ばいじん濃度、硫黄酸化物濃度、塩化水素濃度、ダイオキシン類の環境基準の遵守に加えて施設独自の基準値を設け十分な対策を行っていることについて説明を受け、帳票類も確認した。

委員から脱塩剤についての質問は、ダイオキシンを生成する可能性のある塩化水素を中和処理するために脱塩用バグフィルターの入り口で排ガス中に投入する消石灰のことであり、排ガス中の塩化水素濃度によって自動的に投入されている旨の説明があった。

破砕施設においては、空気中のアスベスト濃度を測定している旨の説明があった。

以上のように焼却・破砕施設における環境対策については国の基準への上乗せ基準を設け、必要なモニタリング・分析も行っており問題ないと評価した。

2. 最終処分場の環境対策

最終処分場についても埋め立てた廃棄物の量、浸出水、発生ガスなどについてモニタリング（観測）している。地底部の遮水工の破損検知システムによる、遮水シートの状況も監視している旨の説明があった。最終処分量が増加することについて質問があり、消石灰などの薬剤を二次汚染対策として投入していることから埋め立て量が増加することは避けられないとの説明があった。

委員から旧最終処分場の管理はいつまで行うのかとの質問があり、要求水準書に示された発生ガスおよび浸出水の水質が安定するまでは管理することが必要であるとの説明があった。

以上のように最終処分場における環境対策については問題ないと評価した。

3. 環境分析結果について

環境分析結果について説明があり、環境基準を超えていることはなく、問題ないことを確認した。

しかしながら、ダイオキシンなど公害物質の排出があれば、周辺地域は重大な被害を受けること、かつて埼玉県内の清掃工場周辺のダイオキシン濃度に関する報道から、周辺農作物に対する風評被害が広がった事件があったように、地元住民ならびに農家などは重篤な風評被害も懸念されることから、十分な対応が必要である。特に委員からは江別市が直営で運営していたときには、周辺の自治会に対してダイオキシン類の測定結果が年1回報告されていたので、ECEにおいても同様の対応を求めるとの意見があり、ECEも同様に行うことの説明があった。

作業環境について、焼却施設、破碎施設について測定を行っていることの説明があった。前者については、ばいじん、ダイオキシン類、後者は騒音を測定している。結果については概ね良好であるが、分別設備室のダイオキシン類の濃度が「作業環境の改善の余地がある」という管理区域決定の結果があった。これについては作業の特性から抜本的な対策は困難であるとおもわれるが、作業者に防塵マスクを着用させており、当面このまま状態を維持し、対策の可能性を検討していただきたい。

溶融スラグに含有する重金属の量について平成19年10月、11月の鉛含有量が国の基準値を超えていることが委員から指摘があった。これに対して溶融してスラグとして固化しているのでこれを最終処分しても環境中に重金属が溶出することはないが、溶融スラグの鉛含有量がJIS（日本工業規格）の基準内となるように循環灰の搬送設備の改造工事を実施したことにより、以降は基準値にある旨の説明を受けた。

トラブルのなかにあるロードヒーティング用不凍液の漏洩については、委員から地盤沈下によるものではないかとの質問に対して原因は不明との回答があったが、原因解明に努めていただきたい。

また、最終処分場などからの飛散防止として定期的に覆土し、周辺にフェンスを設置していることが説明されたが、施設周辺の8号道路や畑に細かな廃棄物のあることが委員から指摘があった。これに対して定期的に周辺の廃棄物を回収していること、連絡をうければ速やかに回収するとの回答があった。今後、飛散をなくすことに一層の取り組みをもとめるが、現行の対応について評価した。

以上のように現時点においては特段の問題点はないと評価できるが、二次汚染防止など環境対策は最優先課題であることを十分に認識して事業を実施していただきたい。

Ⅲ. 事業経営について

ECE の収支など経営状態については、役員会および株主総会が責任をもつべきことであり、本評価委員会では、事業実態を確認し、江別市との間の契約を受ける事業主体であることが適当かどうかという視点から評価を行うこととする。

1. 事業経営体制について

平成 19 年 8 月 8 日に設立された株式会社であることについて登記書類、役員名簿により確認した。株主資本は、三井造船環境エンジニアリング株式会社が 80%、江別リサイクル事業協同組合 13.2%、青木工業株式会社 6.8%となっている。

売り上げは、江別市との間で締結した「環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業契約」にもとづく委託料が主である。委託料は固定費と変動費にわかれている。後者の変動費は受け入れ廃棄物量に応じて受け取る売り上げとなる。

損益計算書にもとづき当期の損益について説明を受けた。それによれば今期の純損失は、3,147 千円となっているが、初年度のみが発生する開業費として 10,754 千円が計上されていたため、この損失は次年度（平成 20 年度）において解消される見込みであるとの説明を受けた。

貸借対照表により、資産、負債、純資産についての説明を受けた。

これらの説明についていくつかの質疑応答を行ったが、安定した経営がなされていること、経営状態も健全であることから、市の受託を受ける事業主体であることに特段の問題点はないと評価した。

2. 地元江別市内経済への配慮

地元江別市内経済への配慮の観点から、可能な限り市内から調達することとし、平成 19 年度においては支払金額ベースで 18.7%となっていることの報告を受けた。

委員からは従業員は地元から雇用することを今後も継続してほしいとの要望があり、現在も半数は地元からの雇用であり、今後もこのようにする旨の回答があった。

3. その他

なお、企業利益に関する保険については、三井住友海上の「企業費用・利益相応保険」ならびに「請負事業者賠償責任保険」に加入していることについても説明を受け、証券のコピーによって加入を確認した。

なお、今年度に入り原油価格の高騰の影響により、ECE では業務発注先であり、株主である三井造船エンジニアリング株式会社との間で、ユーティリティの清算、支払いについて、購入単価が上昇した場合においては発注先が負担となるように交渉し、5 月 16 日付けで変更契約書が締結されていることを確認した。

以上のように、健全な経営を行っており、江別市が事業を委託することについては、特段の問題点はないと評価した。

IV. 総括評価

環境クリーンセンター等運営事業評価委員会では、7月25日に開催した評価委員会の場において小室透代表取締役はじめ社員から事業の内容について適切な説明を受けることができた。併せて関係書類などの原本等を必要に応じて確認した。

委員からは適宜、質問があったが、概ね委員会のなかにおいて十分な説明を受けることができた。いくつかの質問については後日、委員に対して書面で回答があり、すべての質疑等については十分に説明を受け、了解することができたので本報告書にまとめて記載した。

説明、質疑応答、現場の施設などを通じて踏まえて委員会では、全員一致でECEの平成19年度事業について問題はないと評価することとした。

この評価に甘んじることなく社会的使命による事業を行っているとの自負と責任を常に社員一同がもち、ますます研鑽を積み健全な経営に努めていただきたい。

特に技術的な助言をいただいたオブザーバーからは本施設はシンプルな設備であり、工夫次第によってコスト・ダウンなども可能であるとの指摘を真摯に受け止めていただきたい。

最後に次の通り、昨今の経済状況を踏まえ補足意見を示すので留意いただきたい。

(補足意見)

今年に入り、アメリカのサブプライム・ローンの破綻、世界的な資源・エネルギー需要の拡大などを背景に、原材料などをはじめすべての商品の価格が高騰しており、多くの事業者は経営に重大な影響が及ぶことを懸念しており、ECEにおいてもそのおそれが懸念されるものと推察する。

本事業は単に営利を目的とするだけでなく、廃棄物の適正処理を通じて生活環境ひいては人びとの健康・生命にもかかわりをもつ社会的使命をもつものである。経営においては、利益追求のために安心安全を犠牲にすることは絶対にあってはならないと考える。

そのようなことから、今後、物価の異常な高騰によって安心安全対策のコストが上昇し、経営に重大な影響を及ぼすことが予想される場合には、速やかに取締役会、株主総会などを開催して企業として経営面での対策を講じるとともに、本評価委員会を招集、対策を評価して速やかに必要な対応をとることをお願いしたい。

今後とも本評価委員会はもとより全江別市民に対して十分な情報開示と説明責任を果たしていただくよう要望する。

以上